

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 (資金移動業者に係る資産保全方法の多様化)

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 66 号）	改正法
資金決済に関する法律	資金決済法
資金決済に関する法律施行令	資金決済法施行令
資金移動業者に関する内閣府令	移動業府令
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）
金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告（2025 年 1 月 22 日）	資金決済WG 報告

目 次

	項 目	ページ数
1	履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約の届出（移動業府令第 21 条の 6、第 21 条の 9 関係）	2
2	「法第 59 条第 2 項に規定する措置がとられなかった場合を除き」について（移動業府令第 21 条の 7 第 2 号、第 21 条の 10 第 1 号関係）	2
3	履行保証金弁済信託契約の内容等（移動業府令第 21 条の 13 関係）	3
4	利用者に対して「速やかに」弁済を行うこと等について（移動業府令第 21 条の 7 第 3 号、第 21 条の 10 第 2 号、第 21 条の 13 第 12 号関係）	3
5	利用者に対する情報提供（移動業府令第 29 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 2 号の 2、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1(3)⑥関係）	4
6	資金移動業に関する帳簿書類（移動業府令第 33 条第 1 項第 9 号の 2 及び第 10 号の 2、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-2-1⑤関係）	4
7	保全方法の併用について	6
8	その他	7

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1. 履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約の届出（移動業府令第21条の6、第21条の9関係）		
1	<p>移動業府令第21条の6において、「国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合にあっては」と規定されていることから、国内外の区分は義務ではないとの理解で相違ないか。また、国内外の為替取引に関する債務を区分して管理できる場合は、国外にある利用者から承諾を得るための書面を提出することは要請されないとの理解で相違ないか。</p>	いずれもご理解のとおりです。
2	<p>移動業府令第21条の6の履行保証人債務引受契約の届出の際に添付する「利用者の承諾を得るための書面」とは、例えば、承諾書や承諾について記載された約款等のひな形等という理解でよいか。</p> <p>また、移動業府令第21条の9の履行保証人保証契約の届出の際に添付する「履行保証人保証契約に係る契約の内容を証する書面」についても履行保証人保証契約のひな形で足りるという理解でよいか。</p>	いずれもご理解のとおりです。
3	<p>移動業府令第21条の6では、「利用者の承諾を得るための『書面』」を提出することが求められているが、利用者に対して電子的にサービスを提供している場合には、利用規約等を物理的に用意していないこともあるため、かかる書面は電磁的記録の写しでもよいという理解で相違ないか。</p>	ご理解のとおりです。
2. 「法第59条第2項に規定する措置がとられなかった場合を除き」について（移動業府令第21条の7第2号、第21条の10第1号関係）		
4	<p>移動業府令第21条の7第2号において「同項（資金決済法第59条第2項）に規定する措置がとられなかった場合を除き」とあるが、履行保証人適格者は、同項に規定する措置がとられることを停止条件とし、債務引受契約利用者に対して債務の弁済を行うことが要請されるとの理解で相違ないか。破産の申出自体は、嫌がらせ的に行うことが可能であり、申出契機で対応することは、取引の安定を損なうことになりかねず、念のため確認したい。</p> <p>履行保証人保証契約に係る第21条の10第1号及び履行保証金弁済信託契約に係る第21条の13第1号についても同様に確認させていただきたい。</p>	<p>移動業府令第21条の7第2号のご指摘の規定については、資金決済法第59条第2項各号に該当する事象が生じたとしても、同項に定める内閣総理大臣の措置が行われないうちにまで債務の弁済を義務付ける必要はないという趣旨を明確化したものであり、必ずしも当該措置が行われることを契約の停止条件にすることを求めるものではありません。この点は履行保証人保証契約に係る移動業府令第21条の10第1号についても同様です。</p> <p>なお、履行保証金弁済信託契約に係る移動業府令第21条の13各号においては同旨の文言は規定されていません。</p>

3. 履行保証金弁済信託契約の内容等（移動業府令第21条の13関係）		
5	<p>履行保証金弁済信託契約の受益者代理人（弁護士等）は、委託者が移動業府令第21条の13第4号イ～ニの要件のいずれかに該当した場合、受益権の一括行使をすることができる一方、同号ホの供託命令が発令された場合は受益権行使をしてはならないとされているが、上記イ～ニは、資金決済法第46条に定める供託命令が発令される「資金移動業の利用者の利益の保護のために必要があると認めるとき」に該当するとも考えられる。以上を踏まえ、受益者代理人はどの時点で受益権行使（利用者への直接返還）を判断すべきか。また受益者代理人が、供託命令は発令されないと判断し、利用者への直接返還を開始した後に供託命令が発令された場合、受託者や受益者代理人は、移動業府令第21条の13第6号の違反を問われることにならないか。</p>	<p>履行保証金弁済信託契約が締結されている場合における資金決済法第46条に定める「資金移動業の利用者の利益の保護のために必要があると認めるとき」として想定されている場合は、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅹ-2-5(1)に記載のとおりであって、移動業府令第21条の13第4号イ～ニの要件に該当する場合であっても、直ちにこれに該当するわけではないと考えます。</p> <p>その上で、受益者代理人においては基本的に弁済信託契約資金移動業者が同号イ～ニの要件に該当したことを把握した時点以降において、契約内容を踏まえた適切な時点で受益権行使を判断すべきものと考えます。また、直接返還を開始した後に供託命令が発令され得ることは法令上想定されているため、ご指摘の「利用者への直接返還を開始した後に供託命令が発令された場合」であっても、同条第6号違反に問われることにはならないと考えます。</p>
6	<p>履行保証金弁済信託契約を締結する資金移動業者についても、未達債務の算定日や供託期限（追加信託期限）は、他の資金移動業者と同様に移動業府令第11条の適用を受けるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
4. 利用者に対して「速やかに」弁済を行うこと等について（移動業府令第21条の7第3号、第21条の10第2号、第21条の13第12号関係）		
7	<p>移動業府令第21条の7第3号、第21条の10第2号及び第21条の13第5号の「速やかに」で意図する期間は2週間程度と想定しているがその理解でよいか。「速やかに」の期間について、具体的な基準を設ける想定はあるか。基準を設ける場合は、実際に弁済を行う場面において安全にオペレーションを遂行する観点から合理的に必要な期間を確保していただきたい。また、基準を設ける想定がない場合でも、例示として一定の目安や考え方等、事業者の予測可能性を担保する情報について、例えばQ&Aを活用する等して示していただきたい。</p> <p>さらに、同号には「受益者代理人のみが速やかにその権限を行使するものであること」とあるが、受益者代理人は弁護士が就任することが多いところ、保証機関と同様のタイムラインをもって顧客への元本償還等を求める趣旨であれば、受益者代理人に就任できる弁護士は、当該受益者</p>	<p>契約内容等の個別事情により返還に要する期間は変わり得るものと考えているため、具体的な基準や例示としての一定の目安等をお示しすることは困難ですが、保証機関と信託会社等について同一のタイムラインによる返還を求めるものではなく、各保全方法に係る契約の当事者において個別事例ごとに実態に即して適切に検討されるべきものと考えます。</p> <p>なお、頂いたご意見と直接関係するものではありませんが、移動業府令第21条の13第5号の「権限」には、履行</p>

	<p>代理人業務を生業とするような専門的な体制を有する法律事務所（当方の知る限り、そのような事務所はないように思われる。）に限られ、現状、受益者代理人に就任しているような弁護士層を利用することができず、実務に支障が生じるように思われる。現に、暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者の利用者区分信託や金商業者の顧客分別金信託には同等の要件は付されていないため、「速やかに」の文言は削除していただくことを要望する。</p>	<p>保証金弁済信託契約における受益権行使以外の権限も含まれるところ、受益権行使を「速やかに」行うことを求める趣旨を明確化する観点から、同号の「速やかに」を削除した上で、同条第12号に「速やかに」を追加する修正を行いました。</p>
<p>5. 利用者に対する情報提供（移動業府令第29条の2第1項第2号及び第2号の2、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1(3)⑥関係）</p>		
8	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1(3)⑥（注）において、履行保証人債務引受契約等を締結する場合、履行保証人債務引受契約等に基づく債務の弁済がなされること及び当該弁済を受けるための手続に関する事項の情報提供を行うことが求められているが、実際に利用者の為替取引に関する債務がどの方法によりいくら保全されているか情報提供することは求められていない、との理解で相違ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	<p>第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営し、第一種資金移動業については履行保証人債務引受契約等の締結で保全をする一方、第二種資金移動業については履行保証金の供託等で保全している場合、第二種資金移動業サービスの利用者にも移動業府令第29条の2第1項に基づき、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1(3)⑥（注）に記載されている「履行保証金の配当に先立って履行保証人債務引受契約等に基づく債務の全部の弁済がなされること及び利用者が当該弁済を受けるための手続に関する事項」や「履行保証金規則第14条第1項に基づき履行保証人債務引受契約等に基づく債務の全部の弁済がなされた後に履行保証金の配当が実施されること及び当該配当を受けるための手続に関する事項」を含め、履行保証人債務引受契約等に関する事項を情報提供する必要があるか。</p>	<p>第一種資金移動業と第二種資金移動業を併営し、第一種資金移動業については専ら履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約（以下この回答において「履行保証人債務引受契約等」といいます。）の締結で保全を行う一方、第二種資金移動業については専ら履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約で保全を行っている場合、第二種資金移動業に係るサービスの利用者に対しては、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1(3)⑥（注）に記載の内容を含め、移動業府令第29条の2第1項に基づき、履行保証人債務引受契約等に関する事項についての情報を提供する必要はないと考えます。この点を明確化するため、同項柱書を修正いたしました。</p>
10	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-1-1(3)⑥（注）「当該配当を受けるための手続に関する事項」とは、資金移動業者を管轄する財務局に利用者が還付の申出をすることで配当が実施される旨であるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>6. 資金移動業に関する帳簿書類（移動業府令第33条第1項第9号の2及び第10号の2、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-2-1⑤関係）</p>		
11	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-2-1⑤において、「ある利用者に対して負</p>	<p>履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約又は履行</p>

	<p>担する為替取引に関する債務が、必ず供託を介する保全方法又は履行保証人債務引受契約等のいずれの保全方法の対象とされているか把握するための態勢」の整備が求められている。</p> <p>一方で、「特定の利用者に対して負担する為替取引に関する債務が必ず供託を介する保全方法と履行保証人債務引受契約等双方の対象とされている場合」と「履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約を併用する場合であって、特定の利用者に対して負担する為替取引に関する債務が…複数の対象とされている場合」については、特に「為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、かつ、利用者ごとに管理」することが要請されている。</p> <p>これらの記載から、履行保証人債務引受契約等のうち1種類のみを活用する場合は、必ず供託を介する保全方法のみを利用する場合と同様に、厳密な管理は求められていないと読めるが、その認識で相違ないか。</p>	<p>保証金弁済信託契約のいずれか一の契約により利用者資金の保全を行う場合は、移動業府令第33条第1項第9号の2及び第10号の2に定める事項の帳簿書類を作成することが必要と考えます。</p>
12	<p>事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅱ-2-2-2-1⑤について、原案は新たな保全方法を正しく実行することを求める内容であることから、保全が正しく行われること及び有事の際に債務の弁済が正しく実行されることの確保が重要と史料する。ただし、資金移動業者は、原案のような、利用者ごとの具体的残高と具体的な保全方法を紐づけて常時管理する仕組みを有さないため、例えば、下記のような内容にしてはどうか。（下線部が修正部分）</p> <p>「⑤ 利用者資金の保全方法として、（中略）。特に、特定の利用者に対して負担する為替取引に関する債務が必ず供託を介する保全方法と履行保証人債務引受契約等双方の対象とされている場合には、<u>返還が必要となった際に為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、利用者ごとに各保全方法による弁済額を特定して債務を弁済する態勢が整っているか。</u>また、（中略）<u>複数の対象とされている場合には、返還が必要となった際に為替取引に関する債務の額を保全方法ごとに区分し、利用者ごとに各保全方法による弁済額を特定して債務を弁済する態勢が整っているか。</u>」</p>	<p>ご指摘の事務ガイドライン（資金移動業者）の記載は、有時における利用者資金の直接返還が迅速に行われるために、平時において、移動業府令第33条第1項第10号の2イ、ロ又はハに基づき各営業日における各利用者に対して負担する為替取引に関する債務のうち履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約により保全されている為替取引に関する債務の額に関する帳簿書類を作成することが求められていることを前提に、当該資金移動業者における保全方法の利用状況に応じて適切に対応することを求めるものです。</p> <p>なお、「常時」の想定する内容は定かではないところ、履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約を採用する資金移動業者においては、必ずしもリアルタイムに帳簿を更新する必要はありませんが、上記内容の帳簿を作成できる体制を整備する必要があると考えます。</p>
13	<p>移動業府令第33条第1項第10号の2について、履行保証人債務引受契約、履行保証金弁済信託契約又は履行保証人保証契約を締結する場合、これら3種類の契約のうちどの保全方法により</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	保全されるかを記録することが求められており、どの保全機関が保全するかまで記録することは求められていないとの理解で相違ないか。	
14	旧来の保全方法を採用している場合、帳簿に記録する内容には影響しないことを確認したい。旧来の保全方法においても移動業府令第 33 条第 1 項第 10 号の 2 に規定されている内容の記録を求められた場合、帳簿の抜本的な見直し・再構築が必要不可避となり、事業影響が甚大となる。	ご理解のとおり、今回の改正によって既存の保全方法に係る帳簿の内容に影響はないと考えます。
7. 保全方法の併用について		
15	<p>資金決済法施行令第 17 条第 1 項第 1 号の「履行保証金等合計額」の定義により、資金移動業者（第三種を除く。）は、履行保証金の管理方法について、①供託、②履行保証金保全契約、③履行保証金信託契約、④履行保証人債務引受契約、⑤履行保証人保証契約、⑥履行保証金弁済信託契約、の新旧 6 種類すべての併用も認められるものと思われるが、業者破綻時の取扱いにつき、②・③は供託命令に基づく供託が前提となっている一方、④～⑥は供託命令が発令されない場合における履行保証人や弁済信託の受託者（受益者代理人）から利用者への直接弁済・返還も想定されている。</p> <p>そのため、①～③のいずれかと④～⑥のいずれかを併用する業者の破綻時には、供託命令が発令されないと②・③の処理ができず、逆に供託命令が発令されると④～⑥の直接弁済・返還ができないという支障が生じる。については、新設された直接弁済・返還スキームを実現するためには、従来の方法（①～③）と新設された方法（④～⑥）との併用を禁止する必要があるのではないか。</p>	破綻時における履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約又は履行保証金弁済信託契約に係る供託命令については、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅹ-2-5 (1) に記載のとおり、当局が資金移動業者の破綻時のモニタリングを通じて履行保証人等による対応状況を確認する際に、利用者情報の把握に不備がある場合や、返還のスケジュールが繰り返し延期される場合等に発出されることとしており、例えば、資金移動業者の破綻を理由に資金決済法第 46 条に基づき履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約に係る額について供託命令を発出しつつ、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約又は履行保証金弁済信託契約に係る額について上記事由に該当するまで供託命令を発出しないことも想定され、ご懸念のような支障は生じないと考えているため、法令において併用を禁止する必要はないと考えます。
16	<p>新設された履行保証金の管理方法（①履行保証人債務引受契約、②履行保証人保証契約、③履行保証金弁済信託契約）を併用する資金移動業者が破綻し、供託命令が発令されなかった場合、①～③の履行保証人や受託者（受益者代理人）は、移動業府令第 33 条第 1 項第 8 号～第 10 号の 2 の規定による業者の記録に基づき、それぞれが単独で利用者への弁済・返還を行うこととなるのか。</p> <p>この場合、過不足の調整（例えば余剰が生じた場合に①～③のいずれかの方法に意図的に寄せられていないかといった確認）、個々の利用者に対する過払いや返還率の不公平の発生防止、他の履行保証人や受託者（受益者代理人）から利用者への返還の完了・未了の把握等、実務上困難</p>	まず、利用者資金の保全方法として、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約又は履行保証金弁済信託契約を併用する資金移動業者が破綻し、かつ、資金決済法第 46 条の規定による命令が発令されていない場合、履行保証人債務引受契約及び履行保証人保証契約においては履行保証人適格者が、履行保証金弁済信託契約においては受益者代理人が、資金移動業者を通じて、利用者ごとの為替取引に関する債務の額、利用者情報等を把握し、それぞれ履行保

	<p>な点が多く、返還実務に大きな支障が生じるものと思われる。また利用者にとっても、複数の履行保証人や受託者（受益者代理人）からそれぞれ異なる時期に部分弁済・返還を受けることとなり、全額の弁済・返還を受けたかどうか（残債がある場合には供託所に還付請求する必要があるのか）の把握・判断が難しくなるため、混乱やトラブルも予想される。</p> <p>この点、例えば金融商品取引法上の顧客区分管理信託の場合、業者の保全方法は信託しかなく、かつ複数の信託を併用する場合には同一の受益者代理人とすることが求められているため、上記のような資産返還時の支障が生じるおそれはない。</p> <p>以上から、円滑かつ迅速な利用者資産の返還を目指すためには、①～③の併用禁止若しくは返還時に①～③の金額を合算するための何らかの手当が必要ではないか。</p>	<p>証人債務引受額、履行保証人保証額又は履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の範囲で利用者資金の返還を行うと考えられます。</p> <p>複数の種類の履行保証人債務引受契約等を併用する場合における実務上の懸念に関するご指摘については、貴重なご意見として承ります。この点、事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅹ－２－５(1)に記載のとおり、当局は、資金移動業者の破綻時、履行保証人債務引受契約等に基づく利用者資金の返還の状況を含めて資金移動業者のモニタリングを行うものであるところ、ご指摘の場合についても、保全方法の併用の状況に応じて適切に対応してまいります。</p> <p>なお、資金移動業者、履行保証人適格者又は信託会社等においては、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約又は履行保証金弁済信託契約を締結する場合には、各契約に係る規制を遵守した上で、資金移動業者の破綻時に利用者資金が確実に円滑に返還されるよう適切に保全方法に係る契約を締結すべきものと考えます。</p>
8. その他		
17	<p>資金決済法第 58 条の 2 に規定する「特例対象資金移動業」を営む資金移動業者は、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約及び履行保証金弁済信託契約についても複数の種別の資金移動業に係る履行保証金を一括管理（利用）できるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
18	<p>履行保証人債務引受契約と履行保証人保証契約は、実務上利用者資金の返還においてどのような差が出ることを想定しているか。</p>	<p>契約の法律構成が異なるものの、保証機関が利用者資金を直接返還するという点では実務上の差はないものと考えます。なお、保証機関による直接返還を実現するために履行保証人債務引受契約と履行保証人保証契約のいずれを選択するかについては、各資金移動業者において適切に判断されるべきものと考えます。</p>

19	<p>移動業府令第 21 条の 13 第 3 号の規定からは、複数の契約を締結することを想定した制度であることが読み取れるが、履行保証人債務引受契約や履行保証人保証契約においても、複数の契約を締結することが想定されているとの理解で相違ないか。</p>	<p>移動業府令第 21 条の 13 第 3 号は複数の履行保証金弁済信託契約を締結する場合を想定しておりますが、ご理解のとおり、履行保証人債務引受契約や履行保証人保証契約においても、複数の契約を締結することは法令上妨げられません。</p>
20	<p>資金移動業者と履行保証人適格者との間の履行保証人債務引受契約における債務引受に係る利用者の承諾の取得方法や、履行保証人保証契約の締結方法について、本改正案では具体的な定めがないとの理解している。</p> <p>よって、資金決済法上、債務引受に係る利用者の承諾の取得や履行保証人保証契約の締結の方法について、制約があるわけではなく、私法上の契約締結の際に一般的に認められる意思表示の伝達方法や代理等の法律構成は否定されないとの理解でよいか。</p> <p>上記理解が正しい場合、資金決済WG報告3頁に記載されている「(ア) 債務引受型において民法上必要となる利用者の承諾の取得や、(イ) 個別保証型において必要となる利用者と保証機関との間の保証契約の締結については、利用者との接点を有する資金移動業者を通じて行うことが合理的であると考えられる。」という点が否定されるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
21	<p>改正法により新たに選択可能となった保全方法（履行保証人債務引受契約若しくは履行保証金弁済信託契約又は委託に基づき締結している履行保証人保証契約）以外の保全方法のみを活用する資金移動業者について、改正に伴う義務の加重等は生じない理解であるが、法令の解釈ないし事務ガイドラインに係る運用においても改正に伴う変更は何ら生じない想定であるとの理解で相違ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>